

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書

厚生労働省は「看護師等の「雇用の質」の向上のための取組について（５局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の雇用の質」の向上のための取組について（６局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきた。また、医療勤務環境改善に関する改正医療法の制定（２０１４年）では、勤務環境の改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めている。

しかし、日本医労連が２０１３年に実施した「看護職員の労働実態調査」（回答数３２，３７２）では、「慢性疲労」（７３．６％）、「辞めたいと思う」（７５．２％）という看護師の実態や、医療の提供についても「十分な看護ができていない」（５７．５％）、「ミス・ニアミスの経験がある」（８５．４％）という事態に陥っており、これらの状況が前回の調査（２０１０年）から改善されていないことも明らかになっている。

勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ない。看護師等の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画を作成し、そのための看護師確保策を講じていく必要がある。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことが求められている。

よって、本市議会は、国に対し次の対策を講じるよう求める。

- 1 医師・看護師・医療技術者・介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。
 - (1) １日８時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間隔のインターバル確保、夜勤回数制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - (2) 夜勤交代制労働者の労働時間を短縮すること。
 - (3) 介護施設などにおける１人夜勤を早期に解消すること。
 - 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術者・介護職を増員すること。
 - 3 患者・利用者の負担軽減を図ること。
 - 4 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。
- 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２９年６月２６日

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣殿
文部科学大臣
厚生労働大臣

座間市議会議長 京免康彦